

# 戦略的創造研究推進事業 (ERATO)

## 2023年度（令和5年度）予備提案・全体提案要領

### 提出期間

予備提案 2022年（令和4年）12月27日（火）正午  
～2023年（令和5年）2月13日（月）正午  
全体提案 2023年（令和5年）3月31日（金）正午～5月25日（木）正午

※ 2023年度（令和5年度）ERATO 選考は、2023年度（令和5年度）予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。



研究プロジェクト推進部

2022年（令和4年）12月27日

## 改訂履歴

No.	改訂年月日	対象項目	改訂内容	備考（本文の修正の有無など）
1	2023年（令和5年）3月14日	第7章 戦略目標	2023年度（令和5年度）戦略目標URLの追記	70ページ
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## はじめに ERATO 選考とは

※ 2023 年度（令和 5 年度）ERATO 選考は、2023 年度（令和 5 年度）予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

ERATO は、規模の大きな研究費をもとに既存の研究分野を超えた分野融合や新しいアプローチによって挑戦的な基礎研究を推進することで、今後の科学技術イノベーションの創出を先導する新しい科学技術の潮流の形成を促進し、戦略目標の達成に資することを目的としています。そのために、総責任者である研究総括は、独創的な構想に基づく研究領域（プロジェクト）を自らデザインし、3～4 程度の異なる分野・機能からなる研究グループを様々な専門性やバックグラウンドを持つ研究者の結集により構成し、プロジェクトを指揮することで、新たな分野の開拓に取り組む点に特徴があります。

当該目的および特徴を踏まえ、ERATO 選考では従前から、「研究領域に係る構想」および「研究総括」の観点で評価を行うと共に、選考・推進パネルオフィサー（PO）が今後の選考を進めるにあたっての見解を取りまとめております。詳細は「2.8 選考の観点」（21 ページ）、「ERATO の要件」（記入要領・様式 1 ページ）および選考・推進 PO による「2023 年度 ERATO 選考における方針について」（記入要領・様式 3 ページ）をご参照ください。提案者の皆様におかれましては、特に下記（1）～（4）の点を十分踏まえ、提案書類の作成をお願いします。

### （1）選考の多段階化

ERATO 選考は、JST 職員を主体とした調査活動の一環として JST が有する候補者母集団の中から、外部有識者である選考・推進パネルオフィサー（PO）の協力を得て絞り込まれた方々が対象となります。

また、ERATO 選考は、「予備提案 (Pre-proposal) の書類選考」、「全体提案 (Full-proposal) の書類選考」、「面接選考」の 3 段階にて行います。予備提案を作成いただいた方々には、選考パネルによる予備提案の書類選考の評価結果を踏まえ、次の段階である全体提案の作成を依頼するか否かについてお知らせします。詳細は「2.5 提案要件」（16 ページ）をご参照ください。

## (2) 選考パネルの構成

ERATO 選考は、選考・推進 PO、パネルメンバー (PM) およびピアレビューアを構成員とする単一の選考パネルにおいて実施します。現時点では選考・推進 PO の氏名のみ、本要領に掲載しておりますが、今後、本人の了解が得られ次第、随時、構想提案者に PM およびピアレビューアの氏名もお知らせします。なお、当該情報は、選考結果を対外的に公表する 2023 年 9~10 月頃までは、構想提案者にのみお知らせするものであり、その取り扱いには厳重にご留意ください。

選考パネルの構成員の専門分野は多岐にわたります。そのため予備提案もしくは全体提案の作成の際には、異なる専門分野の評価者にも分かりやすい表現等にご留意ください。その一方で、分かりやすい表現に偏るあまり、構想内容の核心部分が不明瞭にならないよう、専門性にも十分に留意した表現等にも最大限努めていただきたく存じます。

詳細は「2.7 選考方法」(18 ページ) をご参照ください。

## (3) 構想提案の方法

構想提案者は、任意で共同提案者 (1 ないし 2 名) を置いて、共同で提案することも可能としています。なお当該提案が採択された場合、構想提案者には研究総括として、共同提案者には副研究総括として、互いの協働のもとでプロジェクトの推進に取り組んでいただきます。ERATO に相応しい、新たな分野を開拓する挑戦的な研究構想をデザインし、それを実行するためにも共同提案の可能性もご検討ください。

また、原則として全体提案の段階では、プロジェクトを構成する主要なメンバー (グループリーダー級以上) について、想定する研究者氏名を記載してください。

詳細は「2.5 提案要件」(16 ページ) をご参照ください。

## (4) 構想提案依頼時における選考方針等の提示

JST は、選考・推進 PO 連名での「選考方針」を取りまとめ、構想提案者にこれを周知することで、選考に際してどのような点を重視するか、推奨するかを提示します。詳細は「2023 年度 ERATO 選考における方針について」(記入要領・様式 3 ページ) をご参照ください。これとは別に、構想提案者個別に、選考・推進 PO からの個別意見も提示します。

# 目次

<b>第 1 章 研究提案に当たって</b> .....	<b>1</b>
1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要 .....	1
1.1.1 事業の目的 .....	1
1.1.2 事業の概要 .....	1
1.2 ERATO について .....	3
1.2.1 ERATO の概要 .....	3
1.2.2 ERATO の仕組み .....	3
1.3 提案・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	7
1.3.1 若手研究者の積極的な参画・活躍について .....	7
1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	8
1.3.3 ダイバーシティの推進について .....	9
1.3.4 公正な研究活動を目指して .....	10
<b>第 2 章 提案・選考</b> .....	<b>12</b>
2.1 提案期間・選考スケジュール .....	12
2.1.1 提案期間 .....	12
2.1.2 選考スケジュール .....	13
2.2 研究期間 .....	15
2.3 研究費（上限額） .....	15
2.4 採択予定研究領域数 .....	15
2.5 提案要件 .....	16
2.5.1 構想提案者の要件 .....	16
2.5.2 共同提案者の要件 .....	17
2.5.3 研究体制の要件 .....	17
2.5.4 研究機関の要件 .....	17
2.6 提案方法 .....	18
2.7 選考方法 .....	18
2.7.1 選考の流れ .....	18
2.7.2 利益相反マネジメントの実施 .....	19

2.8 選考の観点 .....	21
2.9 特定領域調査 .....	23
<b>第 3 章 採択後の研究推進等について .....</b>	<b>25</b>
3.1 研究計画の作成.....	25
3.2 研究契約 .....	25
3.3 研究費 .....	26
3.3.1 研究費（直接経費） .....	27
3.3.2 間接経費.....	28
3.3.3 協働実施経費 .....	28
3.3.4 複数年度契約と繰越制度について .....	28
3.4 評価 .....	28
3.5 採択された研究総括の責務等 .....	29
3.6 研究機関の責務等.....	32
3.7 追加支援期間 .....	35
3.8 その他留意事項.....	36
3.8.1 出産・子育て・介護支援制度.....	36
3.8.2 JREC-IN Portal のご利用について .....	36
<b>第 4 章 提案に際しての注意事項 .....</b>	<b>37</b>
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	37
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	38
4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況 .....	40
4.4 不正使用及び不正受給への対応 .....	40
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	42
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	42
4.7 繰越について .....	43
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	43
4.9 費目間流用について .....	43
4.10 年度末までの研究期間の確保について .....	44
4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	44
4.12 研究設備・機器の共用促進について .....	44

4.13	博士課程学生の処遇の改善について .....	46
4.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	47
4.15	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	48
4.16	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	48
4.17	URA 等のマネジメント人材の確保について .....	49
4.18	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	49
4.19	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	51
4.20	社会との対話・協働の推進について .....	52
4.21	オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて .....	52
4.22	バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について .....	53
4.23	論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	54
4.24	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	54
4.25	競争的研究費改革について .....	55
4.26	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について .....	55
4.27	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	56
4.28	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	60
4.29	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	60
4.30	e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	61
4.31	研究者情報の researchmap への登録について .....	61
4.32	JST からの特許出願について .....	61
4.33	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 .....	61
<b>第 5 章</b>	<b>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による提出方法等について .....</b>	<b>63</b>
5.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	63
5.2	e-Rad を利用した提出方法 .....	63
5.3	その他 .....	64
<b>第 6 章</b>	<b>戦略的創造研究推進事業内と他事業等との重複応募に対する制限について .....</b>	<b>66</b>
<b>第 7 章</b>	<b>戦略目標 .....</b>	<b>70</b>

## 第 1 章 研究提案に当たって

### 1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要

本事業の目的と目的達成に向けた事業運営の概要は以下の通りです。卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す、挑戦的な研究に果敢に取り組む研究者の皆様からのご提案・ご参加をお待ちしています。

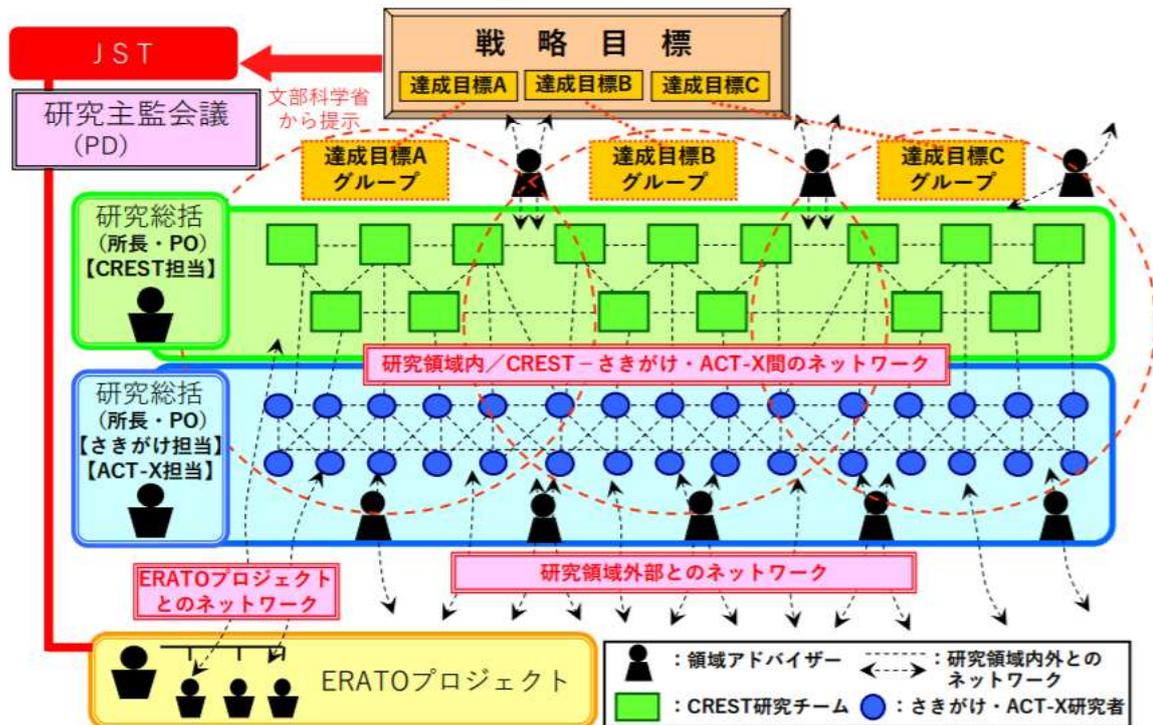
#### 1.1.1 事業の目的

本事業は、国が定めた方針の下で戦略的な基礎研究を推進し、社会的・経済的価値をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく革新的技術のシーズを創出することを目的としています。

#### 1.1.2 事業の概要

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国(文部科学省)が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括を JST が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監（プログラムディレクター）が行います。本事業には「ERATO」（研究総括が自らの研究構想の実現を目指して研究プロジェクトを指揮）とともに、「CREST」（研究総括の運営の下、研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進）、「さきがけ」および「ACT-X」（研究総括の運営の下、個人研究者が研究課題を推進）があります。



戦略的創造研究推進事業『ネットワーク型研究所』の標準的モデル

➤ 戦略目標

- ・ 国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、国(文部科学省)が「戦略目標」を設定
- ・ 戦略目標の実現のための「達成目標」を3つ程度提示

➤ 研究主監(プログラムディレクター；PD)会議

- ・ ネットワーク型研究所の事業横断的な運営指針の提示・共有
- ・ 新規研究領域※・研究総括の事前評価
- ・ 研究領域を超えた最適資源配分、連携推進・調整等を行う

※ 研究領域は、戦略目標に応じて、CREST、さきがけ、ACT-Xのいずれか（複数もしくは複合領域を含む）を設定

➤ 研究総括

イノベーション創出・戦略目標達成に向け、

- ・ 研究領域の運営方針を策定・共有し、領域アドバイザーの協力を得ながら研究領域のマネジメント(研究課題の選考・評価を含む)
- ・ 科学技術イノベーションへの展開を見据えた、研究領域内外とのネットワーク形成の先導・支援等を行う

## 1.2 ERATO について

### 1.2.1 ERATO の概要

戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究 (ERATO) は、1981 年に発足した創造科学技術推進事業を前身とする歴史あるプログラムです。規模の大きな研究費をもとに既存の研究分野を超えた分野融合や新しいアプローチによって挑戦的な基礎研究を推進することで、今後の科学技術イノベーションの創出を先導する新しい科学技術の潮流の形成を促進し、戦略目標の達成に資することを目的としています。そのために、総責任者である研究総括は、独創的な構想に基づく研究領域 (プロジェクト) を自らデザインし、3~4 程度の異なる分野・機能からなる研究グループを、様々な専門性やバックグラウンドを持つ研究者の結集により構成し、研究プロジェクトを指揮することで、新たな分野の開拓に取り組む点に特徴があります。

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国 (文部科学省) が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括を JST が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

これまでに 145 プロジェクトが発足し、ノーベル賞の受賞につながった研究など多くの優れた研究が行われるとともに、新たな社会的・経済的価値の創出にも貢献しています。このため ERATO の仕組みは海外からも高く評価されています。

### 1.2.2 ERATO の仕組み

#### (1) 研究費

1 プロジェクトあたりの予算規模は、総額上限 12 億円 (直接経費、通期 ; 環境整備期間半年、プロジェクト実施期間 5 年の計 5 年半以内) です。また、JST は研究機関 (研究総括の所属機関等) との契約形態により、研究費 (直接経費) に別途経費を上乗せして、当該機関に支払います。

※提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究領域の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第 3 章 採択後の研究推進等について」(25 ページ)をご参照ください。

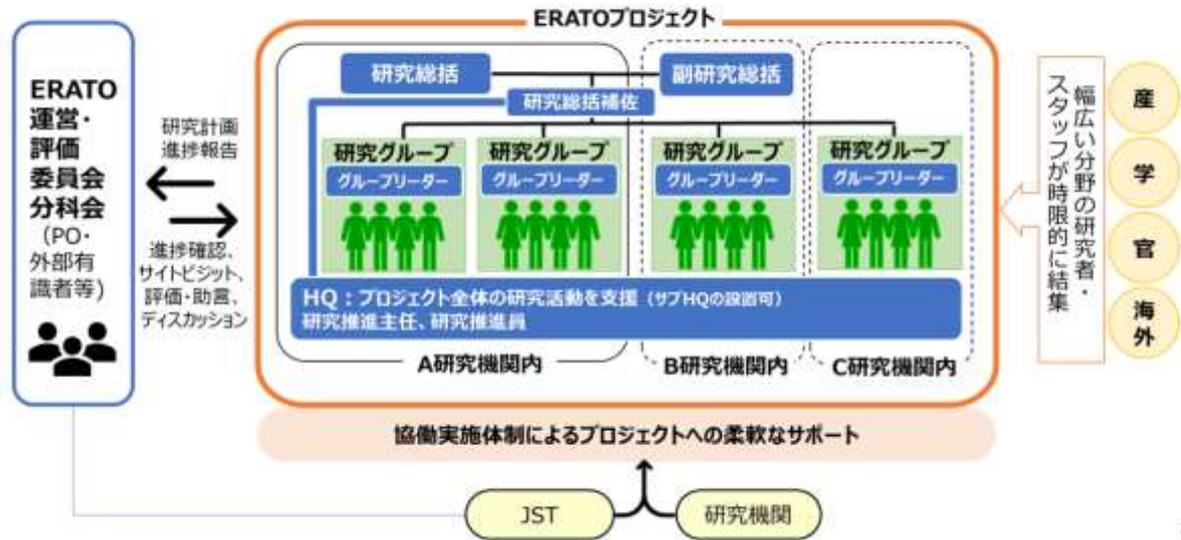
#### (2) 研究期間

研究期間は、2023 年 (令和 5 年) 10 月から 2029 年 (令和 11 年) 3 月までの 5 年半以内 (第 6 年次の年度末まで) です。

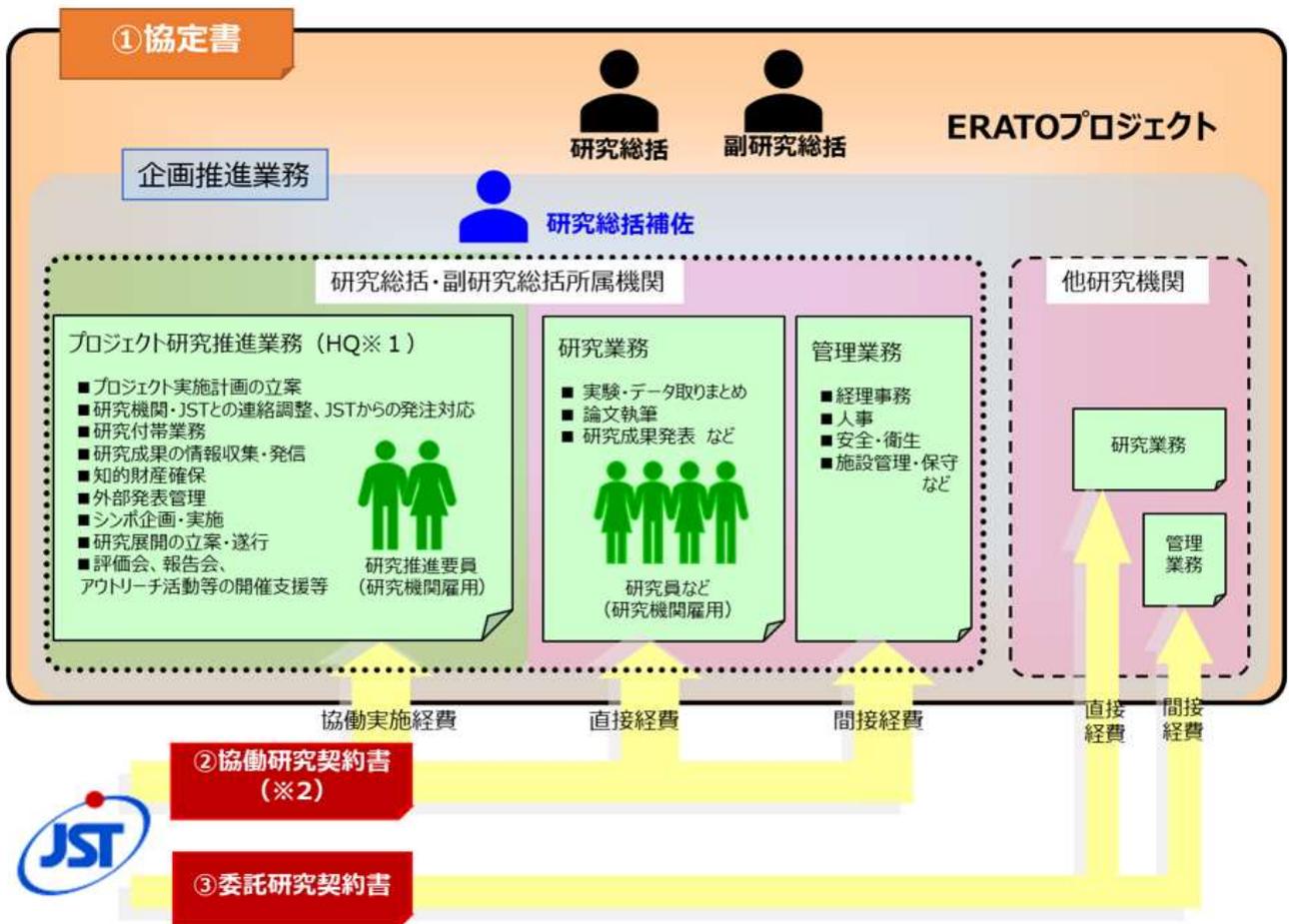
(3) 研究体制

- a. 研究機関(研究総括の所属機関等)と JST が協働でプロジェクト運営に当たる「協働実施体制」のもとで、研究総括をリーダーとした時限的な研究組織を新たに編成して、「産」「学」「官」「海外」からプロジェクトに最適なメンバーを結集します。構想提案にあたっては、任意で共同提案者(1 ないし 2 名)を置き、共同で研究構想を提案することも可能です。当該共同提案が採択された場合、研究プロジェクト期間を通じて構想提案者は研究総括として、共同提案者は副研究総括として、互いに協働して研究プロジェクトの運営を担います。
- b. 研究機関は、プロジェクトにおける研究業務(プロジェクト研究を実施する場所の提供や研究員等の雇用 等)、研究費の管理・監査業務、プロジェクト研究推進業務を JST と協力して担当します。
- c. 研究機関と JST は、互いに積極的なコミュニケーションを図り、プロジェクト研究推進業務に関する知識やノウハウを共有しながら、連携してプロジェクト全体を取りまとめます。
- d. 研究領域及び研究総括の選定を行った後、JST は、プロジェクトヘッドクォータ(HQ)(下図参照)を設置する研究機関間で協定を締結します。協定では、研究機関と JST が互いに情報を共有し、協力してプロジェクトを実施すると共に、研究機関は可能な限りで内部規則や運用方針等の改定を含む柔軟な対応に努めることを約束していただきます。
- e. 協定を締結したうえで、各研究機関と JST が個別に研究契約を締結します。
- f. 協働実施体制下でのプロジェクト推進の一環として、プロジェクト発足直後から研究総括(および副研究総括)－研究機関－JST の三者は協働して、終了時のイメージを議論および共有して、プロジェクトの成果の展開や研究インフラの発展・承継等の可能性を検討および具体化するプランニングを行います。
- g. 研究プロジェクトの進捗把握や助言等を行うために、プロジェクトごとに、選考(採択)に関わった選考・推進 P O を中心とする、「運営・評価委員会分科会」を発足させます。当該分科会は、プロジェクトの進捗状況の把握や助言に加えて、中間・事後評価も行い、プロジェクトにおける研究成果の状況や運営の状況(上記プランニングも含む)が評価の対象になります。評価の実施については「3.4 評価」(28 ページ)をご参照ください。
- h. 当該協定及び研究契約の締結ができない等の場合に、選定の取消を行うことがあります。

※ 研究体制の要件については、「2.5 提案要件」(16 ページ)をご参照ください。



ERATOプロジェクトの概要



※1 研究総括の所属機関に加えて他の研究機関にHQを設置する場合、サブHQとして業務を補完します。

※2 複数の研究機関とJSTとの契約になる場合もあります。

ERATOの契約体系図

#### (4) 国際共同研究について

JSTでは、グローバル化が加速し、地球規模課題が顕在する現代において、日本国内にとどまらない国境を越えたオープン型イノベーションの実現を目指すことが極めて重要であるとの認識から、JSTの事業全般の国際化や国際展開を推進することとしております。

その一環として、ERATOにおいても、海外の研究チームと共同で研究を推進し、両方の特長や分野を相互補完することにより、科学技術の新しい潮流や技術シーズが創出されることを期待しています。

国際共同研究を行う場合は、相手国機関との間で共同研究契約を締結し、機関レベルでの協力関係を確立の上、研究を実施します。国際共同研究には、研究経費を相手方機関に配賦しない「プロジェクト並走型」と、研究経費を配賦する「共同研究型」があります。

##### ① プロジェクトの研究費を相手方に配賦（送金）しない「プロジェクト並走型」

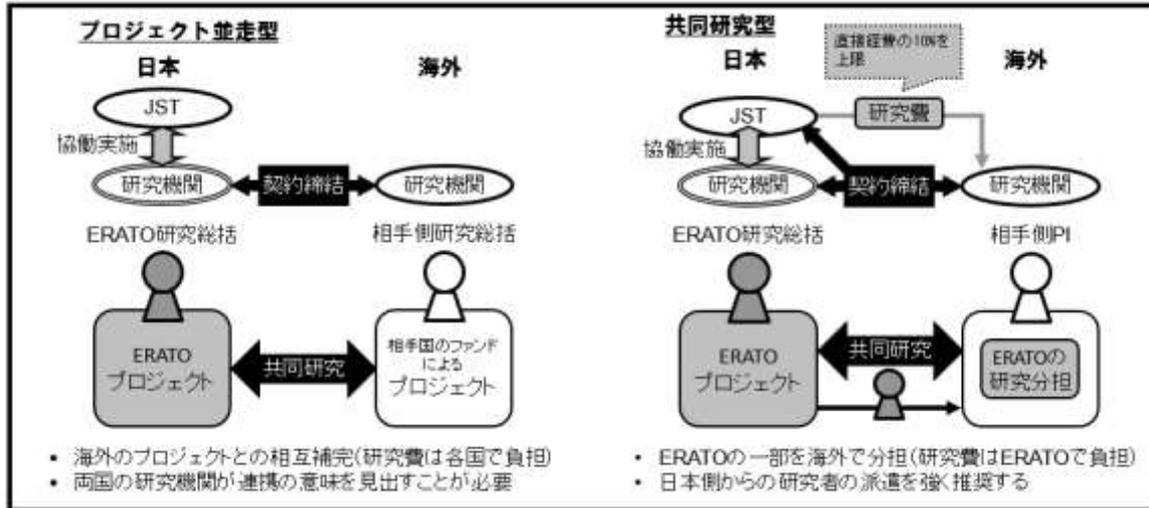
国内の研究機関と相手方の研究機関との間で、研究の秘密保持や、共同発明および知的財産権の取扱い等を定めた共同研究契約書を締結します。なお、プロジェクトの研究員が相手方を訪問したり、相手方の研究者をプロジェクトへ招へいしたりするために必要な旅費等は、国内の研究機関の規定に沿って、プロジェクトの研究費から支出することが可能です。

##### ② プロジェクトの研究費を相手方に配賦（送金）する「共同研究型」

国内の研究機関、相手方の研究機関、JSTの3者で海外共同研究契約（※）を締結します。相手方の研究機関がJSTの契約条項等に合意できない場合は、国際共同研究を実施することができません。相手方に送金できる予算の総額は、原則として各年度のプロジェクト予算のうち直接経費の10%が上限となります。なお、この上限とは、国際共同研究が複数ある場合でも、その総額に対しての上限となります。

※ 国内の研究機関、相手方の研究機関、JSTの3者との間での海外共同研究契約を締結する際の主な内容は次のとおりです。

- 知的財産権の持ち分は、基本的にJSTと発明者が所属する研究機関との間で均等に保有すること。  
(海外共同研究契約書第9条記載事項に従った取り扱いができること)
- 実施許諾には、JSTの同意が必要であること。
- 研究契約およびJSTの経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の経費明細(収支簿相当)を英文で作成の上、JSTへ提出できること。
- 当該機関への間接経費の支払いが、研究費の30%を超えないこと。
- 原則として、JST指定の契約書様式にて契約締結ができること。



ERATO における国際共同研究の推進体制

### 1.3 提案・参画を検討されている研究者等の方々へ

#### 1.3.1 若手研究者の積極的な参画・活躍について

#### ERATO への提案を検討されているみなさまへ

本事業は、科学技術イノベーションに貢献する卓越した新技術シーズの創出を目的とし、新技術シーズの創出が、社会の活性化や国民生活の向上へと発展することを期待しています。そして、科学技術イノベーションの持続的創出には、大学・研究機関・企業などで研究開発を担う若手研究者の活躍機会の拡充が、従来にも増して重要になっています。

「ERATO」は、研究総括を中心にプロジェクト研究を行うプログラムであり、多数の若手研究者が参画しています。若手研究者が自律的に研究を進め、良い研究成果を収めるとともに、将来、各方面で一層の活躍ができるよう、研究総括による人材育成の取り組みにも尽力していただきますようお願いいたします。JST としても、国内外での交流など、若手育成に貢献する取り組みを引き続き進めてまいります。

若手研究者が、本事業を活用して挑戦的な研究開発に取り組み、活躍の場が一段と広がることを心から期待しております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事 金子 博之

1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

**JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！**

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



### 1.3.3 ダイバーシティの推進について

#### **JST はダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進室長

#### 1.3.4 公正な研究活動を目指して

### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。

3. JSTは研究不正に厳正に対処します。

4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組めます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 提案・選考

### 2.1 提案期間・選考スケジュール

選考は、「予備提案の書類選考」、「全体提案の書類選考」、「面接選考」の 3 段階にて行います。予備提案を作成いただいた方々には、選考パネルによる予備提案の書類選考の評価結果を踏まえ、次の段階である全体提案の作成を依頼するか否かについてお知らせします。

#### 2.1.1 提案期間

予備提案：2022 年（令和 4 年）12 月 27 日（火）正午～2 月 13 日（月）正午 <厳守>

全体提案：2023 年（令和 5 年）3 月 31 日（金）正午～5 月 25 日（木）正午 <厳守>

その他、選考等の日程については、「2.1.2 選考スケジュール」(13 ページ)をご参照ください。  
**提出締切までに所定の手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また提出された提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。**「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。

**上記の研究提案の他、必要書類のご提出もお願いしております**ので、詳細は、「予備提案・全体提案要領（記入要領・様式）」の「【重要】研究提案書類をご提出いただくにあたっての留意点（5 ページ）」をご参照ください。

なお、**JST は、提案の受理・不受理を問わず、提出締切時刻までに発生する提案書の不備については一切の責任を負いません。**従って、提出締切時刻までに、JST は構想提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、構想提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

2.1.2 選考スケジュール

2023 年度（令和 5 年度）の研究提案の提出・選考スケジュールは、以下の通りです。

- ・予備提案：全ての構想提案者の方を対象とします。

予備提案の受付開始 ( 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ※による受付開始日 )	<u>2022 年（令和 4 年）12 月 27 日(火)正午</u>
予備提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ※による受付期限日時)	<u>2023 年（令和 5 年）2 月 13 日(月)正午</u> ＜厳守＞
予備提案の書類選考期間 予備提案書類選考会	2023 年（令和 5 年）2 月中旬～3 月中旬 <u>2023 年（令和 5 年）3 月 21 日（火・祝）</u>
予備提案の書類選考結果の通知	2023 年（令和 5 年）4 月上旬

- ・全体提案：予備提案の書類選考を通過した方を対象とします。

全体提案の受付開始	<u>2023 年（令和 5 年）3 月 31 日(金)正午</u>
全体提案の受付締切	<u>2023 年（令和 5 年）5 月 25 日(木)正午</u> ＜厳守＞
全体提案の書類選考期間 全体提案書類選考会	2023 年（令和 5 年）5 月下旬～6 月下旬 <u>2023 年（令和 5 年）7 月 8 日(土)</u>
全体提案の書類選考結果の通知	2023 年（令和 5 年）7 月中旬 面接選考対象の方は、「発表スライド」・「選考パネル からの質問事項に対する回答」を作成の上、面接選 考会に先立ちご提出ください。
面接選考会	<u>2023 年（令和 5 年）</u> <u>8 月 2 日(水)、8 月 3 日(木)、8 月 4 日(金)</u> のいずれか <u>JST 東京本部付近にて実施を予定</u> (変更の可能性あり)
選定結果の通知・発表	2023 年（令和 5 年）9 月以降
研究開始	2023 年（令和 5 年）10 月

- ※ 波線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。面接選考では、構想提案者ご本人に研究構想を説明していただきますので、ご予約の確保をお願いします。
- ※ 面接選考会の開催形態については、2022 年 12 月現在、JST 東京本部（市ヶ谷）付近での実施を予定しておりますが、状況によりオンライン開催やハイブリッド形式での開催に変更になる可能性があります。今後改めてお知らせしますので、各日ともにご予定の確保をお願いします。
- ※ 面接選考の開催形態およびその実施方法を決定するために、全体提案提出時に「通信環境等に関する調査票」（「予備提案・全体提案要領（記入要領・様式）」の「ERATO 全体提案様式」（51 ページ）を併せてご提出ください。さらに、面接選考をオンラインで実施する場合には、事前に「オンライン面接選考参加に関する同意書」「発表動画」の提出をお願いします（提出方法等は、別途ご案内します）。

面接選考の対象者には、全体提案書類選考会後 1 週間以内に電子メールにてその旨の連絡ならびに面接用資料の作成を依頼します（書面の発送は行いません。e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。残念ながら、予備提案・全体提案共に書類選考において不採択となった方には、その旨を各書類選考会後 1 週間以内を目安に連絡いたします。なお、面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、面接選考会後 1 か月以内に、研究契約締結の可否等の確認のため、JST より連絡を差し上げます（電話もしくは電子メールにて連絡いたします）。

選考は、以下の選考・推進 PO が PM およびピアレビューアの協力を得て、書類選考および面接選考により行われます。その他詳細は、「2.7 選考方法」（18 ページ）をご参照ください。選考・推進 PO 名簿については、ウェブサイトにも掲載されています。

[https://www.jst.go.jp/erato/application/erato\\_po.pdf](https://www.jst.go.jp/erato/application/erato_po.pdf)

・ ERATO 事前評価に携わる選考・推進パネルオフィサー(PO)

(2022 年 (令和 4 年) 12 月現在、五十音順・敬称略)

	氏名	所属
1	芦苺 基行	名古屋大学 生物機能開発利用研究センター 教授
2	杉本 亜砂子	東北大学大学院 生命科学研究科長 教授
3	高原 淳	九州大学 ネガティブエミッションテクノロジー研究センター 特任教授
4	深見 希代子	東京薬科大学 名誉教授/東京薬科大学 生命医科学科 客員教授
5	松尾 由賀利	法政大学 理工学部 創生科学科 教授
6	湊 真一	京都大学 大学院情報学研究科 教授
7	美濃 導彦	理化学研究所 情報統合本部 部門長
8	森 初果	東京大学 物性研究所 所長

なお、PM およびピアレビューアについては、本人の了解が得られ次第、別途お知らせします。

## 2.2 研究期間

2023 年 (令和 5 年) 10 月から 2029 年 (令和 11 年) 3 月までの 5 年半以内 (第 6 年次の年度末まで)

## 2.3 研究費 (上限額)

1 プロジェクトあたりの予算規模は、総額上限 12 億円(直接経費、通期 ; 環境整備期間半年、プロジェクト実施期間 5 年の計 5 年半以内)です。また、JST は研究機関 (研究総括の所属機関等) との契約形態により、研究費 (直接経費) に別途経費を上乗せするかたちで、当該機関に支払います。

※提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究領域の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第 3 章 採択後の研究推進等について」(25 ページ)をご参照ください。

※別途経費については「3.3 研究費」(26 ページ)をご参照ください。

## 2.4 採択予定研究領域数

採択予定領域数は、2~4 件です。

2023 年度 (令和 5 年度) 予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可

決・成立が必要となりますので予めご了承ください。また研究提案の状況等に応じて、変動する可能性があります。

## 2.5 提案要件

提案要件は以下の 2.5.1～2.5.4 の通りです。

提案要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに提案要件を満たさないことが判明した場合、原則として、予備提案書・全体提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 提案要件は、採択された場合、当該研究領域の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究領域の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、提案に際しては、下記 2.5.1～2.5.4 に加え、「第 4 章 提案に際しての注意事項」(37 ページ)ならびに「第 6 章 戦略的創造研究推進事業内と他事業等との重複応募に対する制限について」(66 ページ)に記載されている内容をご確認ください。

### 2.5.1 構想提案者の要件

a. 研究総括となる構想提案者（1 名）自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ること（構想提案者の国籍は問いません）。

※ 以下の方も構想提案者として応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・現在海外の研究機関に所属している研究者で、研究総括として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者(国籍は問いません)。

※ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

b. 全研究期間を通じ、研究領域の責任者として研究領域全体の責務を負うことができる研究者であること（採択された場合、構想提案者は研究総括として研究プロジェクトの運営を担います）。

※ 詳しくは、「3.5 採択された研究総括の責務等」(29 ページ)をご参照ください。

c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(37 ページ)をご参照ください。

d. 提案にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、研究総括および参加研究者は、研究活動の不正行為(データや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をお願いします。

### 2.5.2 共同提案者の要件

構想提案において、任意で共同提案者（1 ないし 2 名）を置き、構想提案者と共同の提案も可能です。当該共同提案が採択された場合、プロジェクト期間を通じて構想提案者は研究総括として、共同提案者は副研究総括として、互いに協働してプロジェクトの運営を担います。

共同提案者については、上記「2.5.1 構想提案者の要件」の d.を満たし、c.については採択決定後速やかに修了することを要件とします。

### 2.5.3 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。「2.8 選考の観点」（21 ページ）の「○適切な研究実施体制、実施規模であること」もご参照ください。

- a. 研究グループは、研究領域の研究構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

### 2.5.4 研究機関の要件

研究機関は、研究を実施する上で、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「3.6 研究機関の責務等」（32 ページ）に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、提案に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

## 2.6 提案方法

予備提案のご提出は e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>) でお願ひします。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、提出に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取って、応募を完了してください。

上記の研究提案の他、必要書類のご提出もお願ひしておりますので、詳細は、「予備提案・全体提案要領（記入要領・様式）」の「【重要】研究提案書類をご提出いただくにあたっての留意点（6 ページ）」をご参照ください。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、提出締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、提出締切時刻までに、JST は構想提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、構想提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

## 2.7 選考方法

### 2.7.1 選考の流れ

スケジュールは「2.1.2 選考スケジュール」（13 ページ）をご参照ください。

#### (1) 選考の流れ

選考・推進 PO が PM およびピアレビューアの協力を得て、予備提案の書類選考、全体提案の書類選考および面接選考を行います。

また、選考において必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、構想提案者（共同提案者も含む）が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

以上の選考に基づき、JST は研究領域および研究総括を選定します。

選考・推進 PO 名簿については、「2.1.2 選考スケジュール」（13 ページ）をご参照ください。なお、PM およびピアレビューアについては、ご本人の了解が得られ次第、別途お知らせします。

#### (2) 選考の実施および選考結果の通知

- a. 予備提案の書類選考の結果、全体提案を依頼する構想提案者には、その旨を電子メールで通知します（e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。残念ながら予備提案の書類選考において不採択となった方には、その旨を書類選考会後、1 週間後を目安に連絡いたします。

書類選考の日程は、「2.1.2 選考スケジュール」(13 ページ)をご参照ください。

- b. 全体提案の書類選考の結果、面接選考の対象となった構想提案者には、その旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します(書面の発送は行いません。e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください)。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。構想提案者(共同提案者も含む)が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。残念ながら書類選考において不採択となった方には、その旨の書面を書類選考会後、1 週間後を目安に連絡いたします。

書類選考の日程は、「2.1.2 選考スケジュール」(13 ページ)をご参照ください。

- c. 面接選考では、構想提案者ご本人に研究構想の説明していただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
- d. 予備提案の書類選考、全体提案の書類選考、面接選考の各段階で不採択となった構想提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。また、別途、不採択理由を送付します。
- e. 選考の結果、採択となった構想提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、面接選考会後 1 か月以内に、研究契約締結の可否等の確認のため、JST より構想提案者に連絡を差し上げます(原則電子メールにて連絡をいたします)。

## 2.7.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、構想提案者(共同提案者も含む)に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 構想提案者と親族関係にある者。
- b. 構想提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 構想提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、

提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- d. 構想提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 構想提案者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## (2) 構想提案者の利益相反マネジメント

構想提案者（共同提案者も含む）が「構想提案者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「構想提案者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、構想提案者の利益相反に該当する可能性があります。従って、構想提案者と「構想提案者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「構想提案者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a 及び b については構想提案者のみではなく、構想提案者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「構想提案者の関係者」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 構想提案者の関係者の研究開発成果を基に設立した機関。  
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 構想提案者の関係者が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 構想提案者が株式を保有している機関。
- d. 構想提案者が実施料収入を得ている機関。

「構想提案者に関係する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から選考パネルにて審議します。

そのため、「構想提案者に関係する機関」を参画機関とする場合、提案書において「構想提案者に関係する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、構想提案者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

## (3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、

JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について選考パネルにて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書において出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 2.8 選考の観点

### (1) 選考基準(事前評価基準)

選考基準は、以下の通りです。(下記の全ての項目を満たしていることが必要です。)

ERATO は、規模の大きな研究費をもとに既存の研究分野を超えた分野融合や新しいアプローチによって挑戦的な基礎研究を推進することで、今後の科学技術イノベーションの創出を先導する新しい科学技術の潮流の形成を促進し、戦略目標の達成に資することを目的としています。そのために、総責任者である研究総括は、独創的な構想に基づく研究領域（プロジェクト）を自らデザインし、3～4 程度の異なる分野・機能からなる研究グループを様々な専門性やバックグラウンドを持つ研究者の結集により構成し、研究プロジェクトを指揮する点に特徴があります。

当該目的および特徴を踏まえ、ERATO 選考では従前から、「研究領域に係る構想」および「研究総括」の観点で評価を行っています。ご提案に際しては、下記項目をご精読ください。また、選考・推進 PO が今後の選考を進めるにあたっての見解を取りまとめているので、「2023 年度（令和

5 年度) ERATO 選考における方針について」(記入要領・様式 3 ページ) をご参照ください。

■研究領域に係る構想

- 革新的な科学技術の芽或いは将来の新しい流れを生み出す可能性のあるものであること
  - ・科学および技術に対する大きなインパクトが見込める具体的な成果の創出が可能な研究構想であるか
  - ・新たな科学技術分野を開拓することや、新たな社会的・経済的価値をもたらすことが期待できる研究構想であるか
  - ・上記 2 項を実現する画期的な研究として、既存の研究分野を超えた分野融合や革新的なアプローチ等が図られる挑戦的な研究構想であるか(既存の研究の単なる延長や大規模化ではない研究構想であるか; より挑戦的な研究構想をデザインし、それを実行するために、必要に応じた共同提案者との提案や複数分野を統合するチーム構成等による構想の強化もしくは拡張がなされているか)
- 戦略目標から見て適当なものであること(全体提案の評価時のみ)
  - ・戦略目標の達成に向けて、貢献が期待されるものとなっているか
- 適切な研究実施体制、実施規模であること
  - ・研究総括のもとに専門分野や所属の異なる優秀な研究者を内外から結集し融合させ、個々人の才能を引き出すという、ERATO の特徴を生かした研究構想であるか
  - ・新たな分野を開拓する研究構想を実現するため、具体的な方法論が盛り込まれているか。また、それは適切なものであるか
  - ・前項のような方法論を進めるにあたって、必要に応じて共同提案者の設置も考慮しつつ、実行力あるチーム構成がなされているか。また、それは適切なものであるか

■研究総括

- 研究プロジェクトの指揮を委ねるに相応しい優れた研究者であること
  - ・新しい科学技術の潮流を形成する分野の開拓に挑戦するマインドと実行力を兼ね備えた人物であるか
  - ・ERATO の機会を経ることで、世界トップクラスの研究者へとジャンプアップするポテンシャルを有する、または、すでに世界トップクラスの研究者でも、さらにジャンプアップして開拓した分野のリーダーとなる人物であるか
  - ・その人ならではの先見性ある哲学や技術を有しつつも、それを手がかりに、さらに新たな分野の要素を取り込んで、世の中にインパクトのある成果をもたらし、かつそれにより新たな社会

的・経済的価値をもたらすための実行力を期待できるか

- 指導力及び洞察力を備え、若い研究者を触発し得る研究者であること
- ・研究構想実現に向け、異分野の研究者を取り込み、存分に活躍してもらえるようなリーダーシップと幅の広さを持っているか
- ・情熱をもって若手研究者を育成し、その本領を遺憾なく発揮させているか

※国際共同研究を含む場合は、上記に追加して以下の観点でも審査する。

(研究領域に係る構想)

- 共同研究相手機関と研究能力を結集することにより、革新的な科学技術の芽の創出や国際研究交流に資することが期待できるものであること

(研究総括)

- 相手機関と共同して円滑に研究を推進できること

<補足>

本事業で求める「成果」とは、「新技術」を指します。

「新技術」とは、国民経済上重要な、科学技術に関する研究開発の成果であって、「企業化開発」(商業生産で用いる企業的規模での実証試験)がまだ行われていない段階のものを言います。

※「新技術」・「企業化開発」は、国立研究開発法人科学技術振興機構法にて使われている用語です。

- (2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(38~43 ページ)をご参照ください。

## 2.9 特定領域調査

- (1) 構想提案のうち、次の(ア)～(エ)の各号のいずれかに該当し、短期間に研究データの補完等を行って次年度に改めて提案することが望ましいと期待されることを前提として、採択された研究領域とは別に、特定領域調査を構想提案者に依頼することがあります。なお、次年度の選考の際、優先的な取り扱いはありません。

(ア)研究データの不足、又は研究データの再現性の確認が必要と認められた事項を研究領域に補完することにより、評価を的確に行うことが期待される時。

(イ)研究領域に係る研究の範囲、実施規模、実施期間等を的確に評価することが期待される時。

(ウ)研究領域に係る国内外の研究動向を調査することにより、研究領域の評価を的確に行うことができる時。

(エ)研究領域に係る研究の実施時の安全性又は法令適格性等を的確に評価することが期待される時。

(2) 特定領域調査の実施規模について、研究費（上限）は 直接経費 1,000 万円（別途、間接経費を措置）、期間（最長）は選考年度の第 3 四半期から第 4 四半期（6 ヶ月）とし、実施件数は数件程度とします。

(3) 特定領域調査に直接提案することはできません。

(4) 特定領域調査の対象課題については、実施者名などを採択研究領域と同様にホームページ等において公開します。また、「eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラム」の指定単元を受講・修了していただきます。ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムの指定単元を修了している場合を除きます。

## 第 3 章 採択後の研究推進等について

### 3.1 研究計画の作成

- a. 採択後、研究総括は研究領域の研究期間（最長 5 年半）の全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費やプロジェクト研究体制が含まれます。実際の研究費は、研究領域の研究計画の策定時に JST の確認、承認を経て決定します。なお、採択決定時および採択後に、研究計画・他制度での助成状況等に基づき、予算額の調整をすることがあります。
  - b. JST は、研究期間中も必要に応じて予算計画を見直し、それに伴った予算措置の変更を行うことがあります。また、研究加速等の重要な研究計画等の変更が生じたときは、必要に応じてピアレビューを実施し、予算額の調整を行います。
  - c. JST より別途、研究契約の形態に応じて、研究機関に対し、協働実施経費及び間接経費を措置します。
  - d. 研究計画で定める研究体制および研究費は、評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。
  - e. 大学等においては、一定の要件を満たした場合に限り研究総括・副研究総括の人的費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。この場合、研究計画書への記載が必要です。また、選考において経費の妥当性について確認いたします。
- ※ 学生の旅費や物品等の購入等、本務の研究室の運営等に係る経費の支出は認められません。

### 3.2 研究契約

- a. JST は、研究領域および研究総括の選定を行った後、ヘッドクォータ（HQ）（「1.2.2 ERATO の仕組み」（3 ページ）を参照）を設置する研究機関と協定書を締結します。協定書では、研究機関と JST が互いに情報を共有し、協力してプロジェクトを実施すると共に、研究機関は可能な限りで内部規則や運用方針等の改定を含む柔軟な対応に努めることを約束していただきます。その上で、各研究機関と JST は個別に研究契約を締結します。
- b. 当該協定書及び研究契約の締結ができない場合や、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、選定の取消を行うことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」（32～35 ページ）を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として

研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

最新の協働研究契約書・委託研究契約書の雛型は、以下の URL をご参照ください。

協働実施契約書：

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022eratos201keiya.pdf>

委託研究契約書：

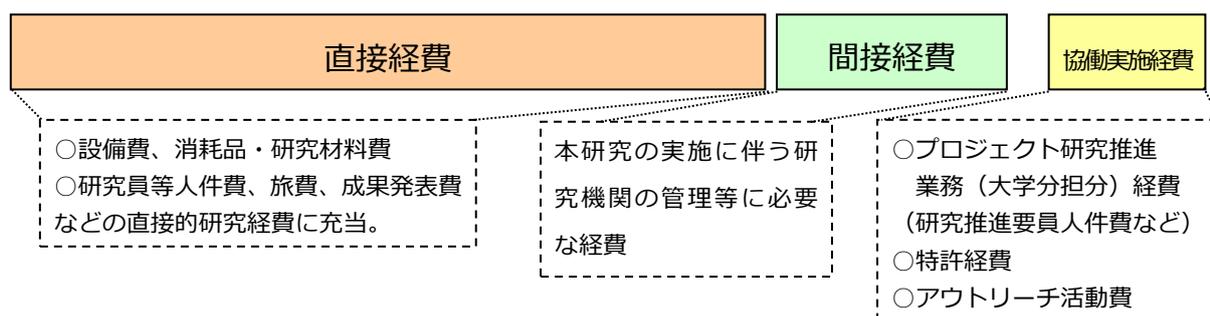
<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022kisokens201keiya.pdf>

### 3.3 研究費

JST は研究機関と協働研究契約を締結する場合、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)および協働実施経費(原則、直接経費総額の 10%以下)を加え、研究機関に支払います。JST が委託研究契約を締結する場合は、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、研究機関に支払います。また、研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。なお、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>



### 3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としてください。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」（44 ページ）を参照してください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、協働実施契約書・委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 3.3.3 協働実施経費

協働実施経費とは、プロジェクト研究推進業務に必要な人件費、旅費及び特許経費等として必要な経費を指し、直接経費総額の 10%を上限として措置されます。予算費目は、直接経費と同様です。

(注) 協働実施経費は協働研究契約でのみ措置されます。

### 3.3.4 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

## 3.4 評価

- (1) JST は、外部からのチェックや助言を取り入れ、より良きプロジェクト推進を図るために、「ERATO 運営・評価委員会」を設置します。同委員会は、ERATO 選考・推進 PO、ERATO 推進 PO で構成されます。また同委員会の下部組織として、当該プロジェクトの選考に携わった選考・推進 PO、PM およびピアレビューア、その他外部有識者を構成員とするプロジェクトごとの分科会を設置し、分科会は各プロジェクトの進捗確認や助言指導、研究計画の確認、中間評価・事後評価の実施を担います。中間評価はプロジェクト発足 3 年度目下半期から 4 年度初頭を目安に、事後評価はプロジェクト最終年度に実施します。
- (2) 上記の他、JST が必要と判断した時期に評価を行う場合があります。
- (3) プロジェクト終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活

動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

過去の ERATO 評価の一覧については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/erato/evaluation/>

《参考》追跡評価（プロジェクト終了から 5 年程度経過を目処）

- ・ 外部有識者が当時のプロジェクト関係者等へのヒアリングを行いつつ、プロジェクト終了後の関連研究分野の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業運営の改善等に資することを目的とします。
- ・ プロジェクト関係者が被評価者とはなりません。

### 3.5 採択された研究総括の責務等

構想提案者が研究総括として採択された場合、以下の責務等が発生します。共同提案者を置く場合、構想提案者は共同提案者と協力して、以下の責務等を果たすことが求められます。

- (1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 提案した研究領域が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認するとともに、これらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
  - a. 提案要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
  - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（データや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
  - c. 参画する研究員等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を修了するよう周知徹底する。

※詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（37 ページ）を参照してください。研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 全研究期間を通じ、研究総括は、研究領域の責任者としてプロジェクト全体の責務を負わなければなりません。また、全研究期間を通じ、研究総括自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関においてプロジェクトの実施体制を取らなければなりません。

- a. 研究総括が採択時と異なる研究機関へ移籍する場合は、プロジェクトの継続可否について JST と協議の上、JST の承認を受けなければならない。
- b. 海外の研究機関への移籍等で研究総括の国内研究機関の所属が無くなる場合は、プロジェクトは中止とする。
- c. 研究総括が海外研究機関の職を兼任している場合等においても、国内に設置したプロジェクトを常時指揮できる体制を取るため、研究総括は年間勤務時間の 50%以上を、国内研究機関（合計）にて勤務しなければならない。

(4) 研究の推進および管理等

- a. 研究総括は、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究領域全体に責任を負う。
- b. 研究総括は、JST（パネルオフィサー、分科会委員を含む）に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価に対応する。また、JST が随時求める研究進捗状況に関する報告（定期的な半期報告書などを含む）等にも対応する。
- c. 研究総括は、プロジェクト全体の研究費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行う。また、研究参加者、特に ERATO の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮する。
- d. 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、すべての競争的研究費において以下のとおりの対応としています。

- a. JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- b. 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- c. 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(5) プロジェクトに参加する研究者等（研究参加者等）には、研究費の管理（支出計画とその進捗

等)を研究者参加等が所属する研究機関とともに適切に行うよう指示してください。

(6) グループリーダーには、自身のグループの研究参加者や、特に ERATO の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮するよう指示してください。

(7) 研究費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画(※)について確認します。また、評価においても、評価観点の 1 つとして、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認します。詳細は、「4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」(48 ページ)をご参照ください。

※ 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に含めることができます。

(8) 研究成果の取り扱い

a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。

b. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、ERATO の成果である旨の記述を行ってください。

c. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムで、プロジェクトの研究参加者とともに研究成果の発表を依頼する場合があります。

d. 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として研究契約に基づき、所属機関から出願(または申請)してください。

(9) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。「国民との科学・技術対話」の取組みについては、評価における評価観点の一部となります。

※ 詳細は、「4.20 社会との対話・協働の推進について」(52 ページ)を参照してください。

(10) JST と研究機関との間の研究契約および JST の諸規定に従ってください。

(11) JST は、研究領域名、研究参加者や研究費、研究成果等の所要の情報を、府省共通研究開発

管理システム(e-Rad)および内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください(「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による提出方法等について」(63 ページ ~))。また、研究総括等に各種情報の提供をお願いすることがあります。

(12) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(13) プロジェクト終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

### 3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、構想提案に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

#### (1) 研究実施機関が国内機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の協働研究契約書・委託研究契約書の雛型は、以下の URL を参照してください。

協働実施契約書：

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022eratos201keiya.pdf>

研究契約書：

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022kisokens201keiya.pdf>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があり

ます。(「4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」(55 ページ))。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」(56 ページ))。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afielddfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afielddfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.および c.に記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、研究契約の特約事項に

従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(原則としてご所属の各研究機関を通じて受講していただきます。研究期間より受講不可の場合、受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。
- m. 研究総括は年間勤務時間の 50%以上を国内研究機関(合計)に勤務することが求められており、JST 等の求めに応じてこれを証明できるようにしてください。

## (2) 研究実施機関が海外研究機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません(研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります)。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、研究契約書、

研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

- b. 研究機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。また、海外研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- c. 上記 a.の研究契約において、知的財産権は JST ならびに発明者が所属する海外研究機関および国内研究機関の間で均等な持ち分とすることを基本とします。また、知的財産権の実施許諾は JST の同意が必要です。（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）
- d. 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないとは判断する場合があります。

#### 3.7 追加支援期間

プロジェクトや研究機関の状況に応じて以下のいずれかの「追加支援期間」を本期間終了後に追加的に設置することを可能としています。いずれも「ERATO 運営・評価委員会」の審査により、設置可否が決定されます。

##### a. ノーコストエクステンション型

ERATO の本期間を延長することによって、研究成果の効果的なとりまとめと補強を行い、次なる展開の基盤を構築できる場合、本期間最終年度の契約期間を最長 1 年間、延長することができます。ノーコストエクステンション型では追加の研究費配賦はなく、本期間最終年度の予算を後ろ倒して延長期間で使用できます。延長期間に後ろ倒し可能な予算は、直接経費 5 千万円、協働実施経費 1 千万円を上限としています。

##### b. 機関継承型

ERATO で構築した研究体制の発展・承継のために、研究機関が ERATO 本期間中からプロジェクトに具体的な支援を実施し、且つ、本期間終了後も研究機関主導でプロジェクトを核とした恒久的な枠組みが具体的に計画され、JST の補完的な支援によってその枠組みが相乗的に進展する場合、機関継承型として追加的な支援を行うことができます。機関継承型は最長 3 年間、各年

度直接経費 5 千万円、協働実施経費 2 千万円を上限としています。

### 3.8 その他留意事項

#### 3.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

#### 3.8.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

## 第 4 章 提案に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

構想提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが提案要件となります。修了していることが確認できない場合は、提案要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による提出方法等について」(63 ページ) を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を提案時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を提案時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を以下より受講することができます。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD※) を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

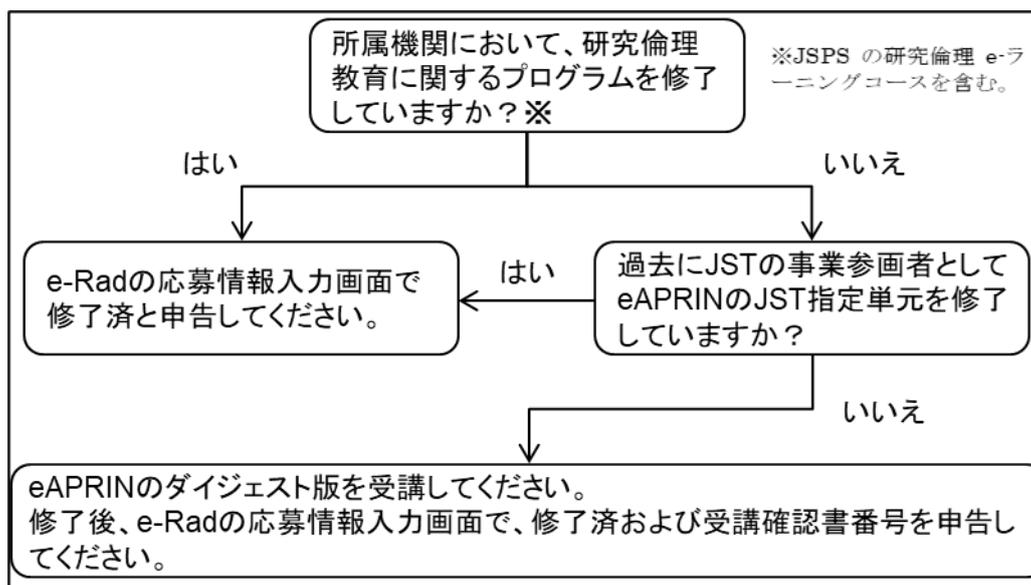
■提案に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究プロジェクト推進部

E-mail : [2023\\_erato@jst.go.jp](mailto:2023_erato@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

## 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、複数の競争的研究費その他の研究費 (国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの (※。)) が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、プロジェクトの不採択、採択取消し又は減額配分 (以下「研究課題の不採択等」という。) を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への提案段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

#### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究構想と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への研究提案の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad という。）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

#### ○所属機関への適切な報告

研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属機関に報告してください。申請に当たり所属機関への適切な報告についての確認を行います。

また、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況についての確認を求めることがあります。

### 4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、研究提案や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

### 4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内

容等) を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以 外 ① 社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	③ ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2023 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2022 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm)

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究総括・副研究総括の person 費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究総括・副研究総括の person 費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- ERATO ガイド（P.25）「ERATO 研究以外の業務の代行に係る経費の支出について」「直接経費から研究総括の person 費の支出について」

[https://www.jst.go.jp/erato/manual/guide\\_erato\\_2020\\_later.pdf](https://www.jst.go.jp/erato/manual/guide_erato_2020_later.pdf)

#### 4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内（この額に満たない場合は 500 万円）、協働実施経費総額の 50%以内（この額に満たない場合は 500 万円）としています。

#### 4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

#### 4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議) や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2022」(令和 4 年 6 月 3 日閣議決定) において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み (コアファシリティ化) の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を

図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2022」[閣議決定 (R4.6.3)]

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf)

- 競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて

(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3 策定)

[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)

【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2020.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf)

#### 4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「博士後期課程学生については、学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のため

に博士（後期）課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度（※）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断してください。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

※競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士（後期）課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中位値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

### 4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

#### 4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

○プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について  
(令和 2 年 4 月 10 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

○令和 4 年度委託事務処理説明書 (ERATO、補完版) P.13

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022eratos301manua.pdf>

#### 4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会) においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画(以下「キャリア支援活動計画」といいます。)(例: 機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含め

た研究活動への主体的な参加の推奨など) を記載してください。キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。

- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告していただきます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

### 4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研

究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及

び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

### 4.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く

すべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

### 4.20 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本事業に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

### 4.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン  
[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf)

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」も参照してください。

#### 4.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。（また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

#### 4.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST ERATO Grant Number10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は採択された研究課題に個別にご案内します。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST ERATO Grant Number JPxxxxxxxx.

【和文】

本研究は、JST ERATO JPxxxxxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

研究支援サービスのお知らせです。「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご利用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で

世界をリードする国へー最終取りまとめ」

(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

#### 4.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 4 年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 5 年度版チェックリストを令和 5 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

### 4.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法

人から配分される全ての競争的資金等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストを令和 5 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

( i ) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

( ii ) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。  
 なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### 4.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

#### 4.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページ

において公開します。

#### 4.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

#### 4.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

#### 4.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

#### 4.33 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、

多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

## 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による提出方法等について

### 5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

### 5.2 e-Rad を利用した提出方法

予備提案の提出は e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を通じて行っていただきます。提出の流れについては、「ERATO 予備提案・全体提案要領（記入要領・様式）」を参照してください。提出の際は、特に以下の点に注意してください。

#### （1）e-Rad 使用にあたる事前登録（<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>）

提案時までには研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

## （2）e-Rad での提出

研究者による e-Rad での提出に当たっては、「ERATO 予備提案・全体提案要領（記入要領・様式）」に掲載されている操作方法を参照してください。

### <注意事項>

- ① 提出に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当（2023erato@jst.go.jp）まで問い合わせてください。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。PDF 変換したファイルはアップロード前に文字化けや図の脱落がないか必ず確認してください。
- ③ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当（2023erato@jst.go.jp）まで連絡してください。

## （3）その他

提出書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、提案要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（提案書類のフォーマットは変更しないでください。）提案書類の差替えは固くお断りします。また、提案書類の返却はいたしません。

## 5.3 その他

### （1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、提出してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<p>制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ</p>	<p>JST 研究プロジェクト推進部（ERATO 選考担当）</p>	<p>&lt;お問い合わせは必ず電子メールでお願いします（お急ぎの場合は除きます）&gt;                  E-mail : 2023erato@jst.go.jp [募集専用]                  電話 : 03-3512-3528                  (受付時間 : 10:00~17:00※)                  ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く                  [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]</p>
<p>e-Radの操作方法に関するお問い合わせ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>0570-057-060（ナビダイヤル）                  受付時間 : 9:00~18:00                  ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く</p>

○ERATO ホームページ : <https://www.jst.go.jp/erato/>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 第 6 章 戦略的創造研究推進事業内と他事業等との重複応募に対する制限について

戦略的創造研究推進事業 2023 年度（令和 5 年度）の ERATO の研究提案に関して、同事業内の他制度および国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の革新的先端研究開発支援事業との間で、運営方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」（38 ページ~）をご参照ください。

- (1) 現在、次の立場にある方が ERATO に提案する場合は、以下の調整が必要になることがあります。なお「提案」とは、構想提案者もしくは共同提案者として研究構想提案を行うことを指します。
  - a. 戦略的創造研究推進事業 CREST・AIP 加速課題の研究代表者は、所属する研究領域の研究総括による事前承認を必要とし、当該 ERATO 研究提案が採択された場合は、現在の CREST 研究課題・AIP 加速課題を早期終了することができる場合に限ります。また、革新的先端研究開発支援事業 AMED-CREST の研究開発代表者は、所属する研究開発領域の研究開発総括による事前承認を必要とし、当該 ERATO 研究提案が採択された場合は、現在の AMED-CREST 研究開発課題を早期終了することができる場合に限ります。但し、いずれも当該研究課題の研究期間が 2023 年度（令和 5 年度）内に終了する場合を除きます。
  - b. 戦略的創造研究推進事業 さきがけ（もしくは ACT-X）の個人研究者は、所属する研究領域の研究総括による事前承認を必要とし、当該 ERATO 研究提案が採択された場合は、現在の さきがけ（もしくは ACT-X）研究課題を早期終了することができる場合に限ります。また、革新的先端研究開発支援事業 PRIME の研究開発代表者は、所属する研究開発領域の研究開発総括による事前承認を必要とし、当該 ERATO 研究提案が採択された場合は、現在の PRIME の研究課題を早期終了することができる場合に限ります。但し、いずれも当該研究課題の研究期間が 2023 年度（令和 5 年度）内に終了する場合を除きます。
  - c. 戦略的創造研究推進事業 CREST・さきがけ・ACT-X の研究総括、革新的先端研究開発支援事業 AMED-CREST・PRIME の研究開発総括、もしくは ALCA の運営総括は、その立場であることを理由として、ERATO に提案することは妨げられません。但し、ERATO の研究総

括および副研究総括は、当該 ERATO 研究領域の研究期間が 2023 年度（令和 5 年度）内に終了する場合を除き、ERATO に提案することはできません。

- (2) 構想提案者もしくは共同提案者が、2023 年度（令和 5 年度）CREST、さきがけ、ACT-X、AMED-CREST、PRIME、LEAP、FORCE に研究提案者として応募する場合で、両方が採択候補となった際は、調整の上いずれか 1 件のみを採択します。
- (3) 2022 年度より、さきがけ、ACT-X、PRIME の個人研究者については、ERATO グループリーダーを同時に実施することを可能としています。
- (4) 構想提案者もしくは共同提案者が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的研究費制度を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該者が実施する研究を 1 件選択、ERATO での採択の見合わせ、等の調整を行うことがあります(研究期間が、2023 年度（令和 5 年度）内に終了する場合を除きます)。

第 6 章 戦略的創造研究推進事業内と他事業等との重複応募に対する制限について

表：ERATO・CREST・さきがけ・ACT-I（加速フェーズ）・ACT-X・AIP 加速・AMED-CREST・FORCE・LEAP・PRIME 間の応募・参画の可否（現在、上記事業の研究に従事されている方）

応募先の研究課題の立場 現在の研究課題の立場		ERATO					CREST（既存・新規）			さきがけ （既存・新規）	ACT-X （既存・新規）
		研究総括	副研究 総括	グループ リーダー	契約 担当者	研究 参加者	研究代表者	主たる 共同研究者	その他の 研究参加者	個人研究者	個人研究者
ERATO	研究総括	不可①	不可	可	可	可	不可①	可	可	不可①	不可
	副研究総括	不可	不可	可	可	可	不可①	可	可	不可①	不可
	グループリーダー	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	契約担当者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	研究参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
CREST	研究代表者	不可①	不可①	可	可	可	不可	可	可	不可①	不可
	主たる共同研究者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	その他の研究参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
さきがけ	個人研究者	不可①	不可①	可	可	可	不可①	可	可	不可	不可
ACT-I（加速フェーズ）	個人研究者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
ACT-X	個人研究者	可④	可④	不可	可	可	可④	可	可	可④	不可
AIP 加速	研究代表者	不可①	不可①	可	可	可	不可	可	可	不可①	不可
	主たる共同研究者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	その他の研究参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
AMED-CREST・ FORCE・LEAP	研究開発代表者	不可①	不可①	可	可	可	不可①	可	可	不可①	不可
	研究開発分担者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
PRIME	研究開発代表者	不可①	不可①	可	可	可	不可①	可	可	不可①	不可

可①：ACT-Xの早期卒業制度を利用した場合

不可①：現在所属している研究領域の研究総括（研究開発総括）が承諾し、かつ別プログラムへ移る場合を除きます。

（提案に当たっては、現在所属している研究領域の研究総括（研究開発総括）による承諾が必要です。）

第 6 章 戦略的創造研究推進事業内と他事業等との重複応募に対する制限について

表：ERATO・CREST・さきがけ・ACT-X・AIP 加速・AMED-CREST・FORCE・LEAP・PRIME 間の同時応募・参画の可否  
(現在、上記事業のいずれの研究にも従事されていない方)

応募先 2 の立場 / 応募先 1 の立場		ERATO					CREST (既存・新規)			さきがけ (既存・新規)	ACT-X (既存・新規)
		研究総括	副研究 総括	グループ リーダー	契約 担当者	研究 参加者	研究代表者	主たる 共同研究者	その他の 研究参加者	個人研究者	個人研究者
ERATO	研究総括	-	不可	可	可	可	可③	可	可	可③	可③
	副研究総括	不可	不可	可	可	可	可③	可	可	可③	可③
	グループリーダー	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	契約担当者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
	研究参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
CREST (既存・新規)	研究代表者	可③	可③	可	可	可	不可	可①	可	不可	不可
	主たる共同研究者	可	可	可	可	可	可①	可	可	可	可
	その他の研究参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
さきがけ (既存・新規)	個人研究者	可③	可③	可	可	可	不可	可	可	不可	不可
ACT-X (既存・新規)	個人研究者	可③	可③	可	可	可	不可	可	可	不可	不可
AMED-CREST・ FORCE・LEAP	研究開発代表者	可③	可③	可	可	可	不可①,②	可①	可	不可②	不可
	研究開発分担者	可	可	可	可	可	可①	可	可	可	可
	参加者	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
PRIME	研究開発代表者	可③	可③	可	可	可	不可	可	可	不可①	不可

可①：研究代表者（研究開発代表者含む）と主たる共同研究者（研究開発分担者含む）を互いに入れ替えて複数の応募を行うことはできません。

可③：採択決定時にいずれかを辞退していただきます。

不可①：一部研究領域間のみ、特例措置として応募可能。 不可②：FORCE, LEAP の場合のみ、採択時にいずれかを選択してください。

## 第 7 章 戦略目標

全体提案では、研究構想に最もよくあてはまる戦略目標について記載をお願いする予定です。

対象となる戦略目標は、2019 年度（令和元年度）～2023 年度（令和 5 年度）に設定されたものですが、2023 年度（令和 5 年度）戦略目標については、2023 年（令和 5 年）1 月現在、文部科学省における決定がなされておりません。2022 年度（令和 4 年度）、及び 2021 年度（令和 3 年度）に設定されたものは下記ホームページからご覧になれますが、2023 年度（令和 5 年度）の戦略目標が決定され次第、速やかにお知らせします。

[（2023 年（令和 5 年）3 月 14 日改訂）※2023 年（令和 5 年）3 月 14 日に公表されました。](#)

なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）向けの「研究開発目標」は対象とはなりませんので、ご注意ください。

（2023 年度（令和 5 年度））

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/mext_00003.html)

（2022 年度（令和 4 年度））

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2021/mext\\_00100.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2021/mext_00100.html)

（2021 年度（令和 3 年度））

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2020/mext\\_00051.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00051.html)

（2020 年度（令和 2 年度））

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2020/mext\\_00147.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00147.html)

（2019 年度（令和元年度））

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/\\_\\_\\_icsFiles/afielddfile/2019/04/15/1415283\\_009.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/___icsFiles/afielddfile/2019/04/15/1415283_009.pdf)

**【問い合わせ先】 ※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません。**

お問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)。

国立研究開発法人科学技術振興機構

研究プロジェクト推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail : [2023erato@jst.go.jp](mailto:2023erato@jst.go.jp) [選考専用]

電話 : 03-3512-3528(受付時間 : 10:00~17:00※)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります。]